

## 原発事故避難者の住宅問題の現状と問題点

### 1. 現 状 ～支援策の全面的打ち切り

#### A 避難指示区域外避難者 (12,539 世帯・32,312 人、2017 年 3 月無償打ち切り)

- ① 国家公務員宿舎入居者 (5 都府県 10 宿舎 131 世帯=2018 年度借上げ)
  - 住宅未確保 71 世帯に「3 月末退去」の通知書送付 (3 月 28 日付)
  - 未退去者には「4 月以降 2 倍家賃請求」(通知書に明記)
  - 法的措置も検討 (調停不調 5 世帯への通知書に明記)
- ② 民間賃貸住宅 (みなし仮設) 入居者 (2017 年度 2041 世帯、2018 年度 1800 世帯)
  - 月額 2 万円 (2018 年度) の補助打ち切り
  - 転居に伴う初期費用補助 (10 万円) 3 月 10 日申請期限で打ち切り

#### B 避難指示解除区域避難者

(南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村の計 2,389 世帯)

- 住宅無償提供打ち切り (仮設、みなし仮設とも)
- 民間賃貸住宅 (みなし仮設) 入居者への家賃補助打ち切り

#### C 帰還困難区域避難者

(富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村の計 3,298 世帯)

- 2020 年 3 月末で無償供与打ち切り (2018 年 8 月、福島県知事発表)

<注>

※A+B+C=18,226 世帯 (推計 46,000 人)

※20 年以降の供与世帯=1,661 世帯 (大熊町、双葉町の帰還困難区域)  
(福島県の資料から)

## 2. 問題点 ～実態無視の一方的打ち切り

### A 避難指示区域外避難者

#### ① 国家公務員宿舎～問答無用の退去通知書

- 福島県が3月末で退去しない世帯に対しては「2倍の家賃請求」言明、渡辺復興大臣は「そうならないように努力」と答弁(3/14 衆院復興特)
- 住宅未確保 71 世帯 (3/1 のまま) に「退去」「2 賠家賃」の通知書送付
- 「2 倍家賃は契約書通り」「転居費用補助など経済的支援はしない」と福島県 (4/22 交渉)。契約書内容の説明が十分なされていない
- 転居先確保済み、生活保護世帯に限り「2019 年度内退去を条件に新契約」財務省との使用契約など協議内容は「明かせない」(4/22 交渉)というが、宿舎の継続使用は可能な証拠

#### ② 民間賃貸住宅～困窮の悲鳴に耳をふさぐ

- 家計、健康などの実態調査は拒否 (対象 1800 世帯中、「相談件数 350 件中補助延長・経済支援の希望 30 数件」(3/22 交渉)
- 転居初期費用 (3/10 締め切り) の延長は「不公平」と拒否 (3月議会答弁、3/22 交渉)

### B 避難指示解除区域避難者

- 実態調査を頑なに拒否したまま「既定方針」として打ち切り
- 避難者の状況は闇の中、生活困窮などの問題噴出の恐れ

### C 帰還困難区域避難者

- 避難当事者の声を聴くことなしの一歩的な決定・発表
- 帰還困難＝住まい喪失の実態を無視、「自立」強要  
「早目に立ててもらうため」(内堀知事 2019 年 8/27 会見)
- 発表後の 2018 年 11 月から 2019 年 2 月にかけてアンケート方式の「意向調査」。打ち切り後の「見通しが立っている」は3分の1
- 住民説明会などの計画未定(3/22 交渉)